

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	本基金は、林業労働力の確保・育成及び林業種苗の安定供給を図ることにより、林業の発展に貢献してきた。 しかし、林業を取り巻く状況が変化する中で、これまでの取り組みを検証し、現状に即した事業に転換する必要がある。 そこで、基金が独自に設置した検討会を中心に、平成19年度に事業の見直しを行い、平成20年度から運用を行っている。	B
組織運営	平成16年度に「島根県外郭団体に関する指導監督指針」に基づき、評議委員会を重要事項の議決機能を有する経営委員会に変更し、運営方針等を検討している。 12月から施行される新公益法人制度に対して、今後の在り方について検討を行うこととしている。	A
事業実績	平成5年に基金を設立してから、森林組合作業員を対象として社会保険料等への助成事業を実施してきた。 この結果、年間通じて安定的に従事する基幹的作業員の割合が、平成5年度の34%から63%になり、作業班の平均年齢も平成5年度の58.7歳から平成18年の49.3歳と若返りを果たしている。	A
財務内容	基本財産の運用益が減少する中で、平成12年度から基本財産を取り崩していたが、当面は低金利が続くと予想されたことから、平成15年度に当面(5ヵ年分)の不足額(4億円)の一括取崩(「運用財産」扱い)を行い、各年度の不足額を補充している。 取り崩しにあたっては、一部事業の休止や採択基準の見直しを行い、毎年度の取り崩し額を必要最小限に押さえている。	C
	県の財政的関与について	H5～H9年度に基本財産として、20億円を出えんし、H6年度に低金利対策として5千万円補助を行ったが、それ以降、県の財政的支援は行っていない。

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

課題の内容等	今後の方向性	評価コメント	
①「運用財産」を活用した現状に対応する見直し事業の実施 ②「運用財産」枯渇後の事業展開 ③新公益法人制度に対しての今後の法人の在り方を検討	①平成20～22年度の間は、新規就業者の定着率向上と木材生産に対応できる人材育成を行う。 ②平成23年度以降の事業は状況をみながら再度検討する。 ③①、②の問題点を踏まえ、新公益法人制度に対して、今後の在り方を本年度から検討を開始する。	①現状の課題に対応する取り組みであり、県施策とも連携している。 ②県施策も平成22年度を区切りにしており、協調が図られている。 ③新公益法人制度に沿った新法人移行への指導を行っていく。	
総合コメント		本基金では、林業の雇用条件の改善や新規雇用の促進を目的とする事業を実施し、森林組合作業班員の安定的な確保に貢献してきた。しかし、低金利の中で基本財産の取り崩しにより事業を運営しており、今後も十分な基金運用収入が見込めないことが、検討会を設け、今後の担い手対策及び事業展開を協議してきた。 昨年度、県施策との連携を見据えた事業見直しを行い、今年度から新体系による事業を実施しているところである。	